

地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住し、自主的避難等対象区域（相馬市）内の漁業協同組合に勤務していたが、原発事故による同組合の規模縮小に伴い解雇され、その後、遅くとも平成24年5月までに他所に再就職した申立人の平成24年6月分から平成29年2月分までの就労不能損害について、漁港の復旧状況並びに申立人の再就職及び求職状況等を考慮し、本件事故前の給与と上記期間に再就職先から受給した給与との差額の一部（平成24年6月分から平成25年12月分までは10割、その後、1割まで漸減）が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

- ・損害項目：就労不能損害
- ・損害期間：平成24年6月1日～平成29年2月末日

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金740万5302円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）・押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年6月19日

（仲介委員 楯 香津美）